

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示	
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	二二〇
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	二二〇
○県営土地改良事業計画を定めた件	二二三
○県営土地改良事業計画を変更した件	二二三
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	二二三
公告	
○一般競争入札を行う件	二二三
福島県選挙管理委員会	
○個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	二三四
○個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件四件	二三四

告示

福島県告示第三百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年五月二十日から同年六月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月二十日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内堀雅雄

二 知遊堂郡山店 福島県郡山市横塚二丁目二百八十六番二ほか十五番
法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。

2 防犯対策への協力
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

3 廃棄物の処理等に係る事項
(一) 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

(二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

4 その他

新設店舗敷地を含む店舗計画地は市街化区域内にあり、面積が二平方メートル以上。新設店舗敷地について、所有権の移転、地上権・賃借権の設定・譲渡を伴う土地取引を行う場合、国土利用計画法第二十三条第一項の規定により、権利取得者（売買の場合は買主）は、届出書（土地売買等届出書）に必要な書類を添付し、契約を結んだ日から二週間以内に土地の所在する市町村長を経由して県知事あてに届出をすることがある。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から令和七年四月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十二日認可した。

令和七年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、磐城小川江筋土地改良区から令和七年五月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十三日認可した。

令和七年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、原高野地区に係る県営農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年五月二十日

（農村計画課）

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十一日から

同 年六月九日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

いわき市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、永谷地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十一日から

同 年六月九日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

田村市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白河市小丸山一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白河市表郷金山字外槽八、字蔵平一の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公告第98号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年5月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルノート型パソコンⅡ 772台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年10月14日（火）
- (4) 納入場所 福島県立視覚支援学校ほか計18か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年6月9日

(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年5月20日(火)から同年6月9日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年5月28日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年5月28日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年7月2日(水)午後1時30分 福島県西庁舎7階 717会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月1日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Laptop Computer 772 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 2 July 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 July 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

令和七年五月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

同	同	同	同	同	令和六年一 二月二日	指定年月日
同町大字下 小塙字府ノ	同町大字山 田浜字シウ 神山四九番 地の一〇	同町大字北 田字中満二 七四番地の 一	同町大字波 倉字原一六 四番地の一	同町大字前 原字岡崎三 二番地の二	檜葉町大字 山田岡字大 坂六一番地 の一〇	指定施設の 所在地
一ツ屋災害 公営住宅集	シウ神山災 害公営住宅 集会所	中満災害公 営住宅集会 所	波倉地区集 会所	前原地区集 会所	大坂地区集 会所	指定施設の 名称
同	同	同	同	同	檜葉町長	指定施設の 管理者
五八平方メー トル	五八平方メー トル	九五平方メー トル	五八平方メー トル	六九平方メー トル	五八平方メー トル	聴衆席の面積
四〇人	四〇人	八〇人	四〇人	五〇人	四〇人	聴衆席収容 見込人員数

同	同	同	同	同	
同町大字大谷字上ノ原一六番地	同	同	同町大字下小塙字久保田六三番地の三	同町大字北田字中満二六〇番地	内八番地の一八
ならはスカイアリーナ（アリーナ）	桧葉町地域活動拠点施設まざらっせ（スタジオオ二）	桧葉町地域活動拠点施設まざらっせ（スタジオオ一）	桧葉町地域活動拠点施設まざらっせ（ホール）	みんなの交流館ならはCANNVAS（みんなのリビング）	会所
長 桧葉町教育	同	同	同	同	
一三六三平方メートル	四九平方メートル	四九平方メートル	一〇〇平方メートル	一六六平方メートル	
一〇〇〇人	二五人	二五人	五〇人	七〇人	

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

令和七年五月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
-------	--------	-------	--------

同	令和六年一二 月二日	須賀川市長沼字鹿之内入二番 地一	長沼老人福祉セ ンター	須賀川市長
同		同市花岡三四番地二	須賀川市産業会 館	同

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の
施設の指定を取り消した旨、榎葉町選挙管理委員会から報告があった。
令和七年五月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設の名称	施設の管理者
令和六年一二 月二日	榎葉町大字山田岡字大坂九八 番地	大坂地区集会所	榎葉町長
同	同町大字前原字付念田二番地	前原地区集会所	同
同	同町大字波倉字前山一番地	波倉地区集会所	同
同	同町大字北田字鐘突堂五番地 の五	榎葉町民体育 館	同
同	同町大字井出字所布七七番地 の二九	旭ヶ丘地区集會 所	同
同	同町大字下小塙字日暮一番地 の三	榎木下地区集會 所	同
同	同町大字上繁岡字所布二二番 地の八	山所布地区集會 所	同
同	同町大字上繁岡字山神一六三 番地の一	才連地区集會所	同

福島県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の
施設の指定を取り消した旨、田村市選挙管理委員会から報告があった。
令和七年五月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設の名称	施設の管理者
令和六年一二 月二日	田村市船引町船引字石田一五 一番地	船引就業改善セ ンター	田村市長
同	同市船引町文珠字馬場平九〇 番地	文珠定住促進セ ンター	同
同	同市船引町北鹿又字下旦ノ平 一〇七番地一	美山林業経営改 善センター	同
同	同市船引町新館字下四五九番 地一	瀬川住民セン ター	同
同	同市船引町上移字町一四七番 地	移住民センタ ー	同
同	同市船引町門沢字新館一一七 番地	七郷農村環境改 善センター	同

福島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の
施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。
令和七年五月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設の名称	施設の管理者
令和七年四月	いわき市川前町下桶売字久保	いわき市川前活	いわき市長

同	同	同	同	同	同	四 日
同市好間町中好間字八反田二 七番地の三	同市四倉町字六丁目五番地	同市内郷宮町金坂三番地の三	同市勿来町関田御城前九八番 地の三	同市後田町源道平四〇番地の 五	同市永崎字宮田一三番地の一	田一二三番地の三
いわき市中好間 集会所	いわき市四倉十 三区集会所	いわき市金坂集 会所	いわき市関田集 会所	いわき市後田集 会所	いわき市永崎集 会所	性化センター
同	同	同	同	同	同	